一宮市総合体育館スポーツイベント利用申請書(抽選用) (あて先) 一宮市体育館施設等指定管理者

申請日	年	月	日
受付番号	_		

一宮市総合体育館スポーツイベント利用抽選に関し下記の通り申請いたします。

申請者	フリガラ	t							·請者(団体)	
(団体)名									る文字は漢字	
	₹			都 道 府 県			市郡町村	ア、	ひらがなのみ) ()
申請者	m)	フ リガナ								•
(団体)住所	等	名								
	建物 ² マンシ ・室番 ⁴	ョン								
申請者	市外局	番 市内局番	t.	番号	····;	長者氏名	(フリガナ) (姓)		(名)	
電話番号					163	7日八石	(姓)		(41)	
	※上記	利用希望者と同じ場合		チェックし記。	入は不要	=				
		上記申請者と同	引じ			T			府県	
責任者住所	市									
	建物: マンシ ·室番:	ョン	•							
責任者	市外局	番 市内局番		番号	····: = /·	r 	(フリガナ)		(A)	
電話番号						E者氏名	(姓)		(名)	
メールアドレス	ļ <u>i</u>									
	l		できる証		!! 'ットマーク	7].【、ドット]. [- //1	 'フン】.【	アンダーバー]のみです。
施設名		箇所に〇印)		用日		用時間			イベント名	
		いちい信金		年						
一宮市総合体	育館	いちい信金A	F.	日	時	~ #	寺			
		いちい信金B	(曜日)			参加	人数		人
結果送付先	申請	青者 • 責任	£者	備考欄						複確認□
(※) 中誌時に	十一四	佐亜綱(マけ企画	事生)を	た 活 仕 1 世	山 <u> ア/</u> #	シナハ ロワ	ウム 宋本 2	는 Hhist F	5 丰 可 化 4 2 1里。	<u> </u>

(※)申請時に大会開催要綱(又は企画書等)を添付し提出してください。内容を審査後、抽選申請可能な場合は、後日確認用の大会抽選用ID・パスワードを送付させていただきます。

- ・記載漏れ等不備がありますと、申請を受け付けることができませんので、記載事項の確認をお願いします。
- ・1イベントにつき、申請できるのは1日のみとなります。(前日準備等については申請時にご相談ください。)
- ・貸出時間には準備、後片付け(整備、清掃)、ミーティング等の時間も含まれます。
- ・ 当選者は利用の1か月前までに必ず、一宮市総合体育館にて事前打ち合わせを行ってください。
- ・この申請書による個人情報は、当システムに関する業務及びシステムを利用しての施設の使用に関する 業務のみに使用いたします。

2025年度
スポーツイベント利用抽選日程

申請期間 2月1日(土)~2月20日(木) 確認期間 2月21日(金)~2月26日(水) 抽選日 2月28日(金)

以下は施設窓口記入欄です。何も記入しないで下さい。								
確認書類	受付者		登録	申請入力	照合	ID・パスワ-	ード発達	送日
要綱						年	月	日

事前打ち合わせ							
<u> </u>	年	月	日				

スポーツイベント利用申請における注意事項

- ≪抽選申請≫スポーツイベント利用申請は抽選の為、申請を受け付けても利用できるとは限りません。
 - ・抽選申請可能な日付は指定管理者の指定した日となります。
 - ・当選した方は、一宮市総合体育館窓口にて打ち合わせを行っていただきます。
 - ・土、日、祝日に申請できるのは市内の団体グループ、学校、事業所等のみになります。
 - ・貸出は各施設全面ごとになります。半面等の部分貸出はできません。
 - ・利用時間は9時から17時までの8時間となります。時間の延長については、申請時に相談して下さい。 ※夜間のみの利用等、時間の短縮はできません。
 - ・利用可能種目は一宮市総合体育館の付属設備で可能な種目となります。
 - ※特設リングの設置等、特別な設備や器具を要する種目は行えません。
 - ・販売行為や営利行為を伴うものについては申込みができません。
 - ・貸出施設は平日は3施設、土、日、祝日は2施設までとなります。
 - ※会議室等が合わせて必要な場合は、申請時に相談してください。
 - ・当選した申請について取り消しを行った場合、次回以降の申込みができません。
 - この申請による利用は、料金の減免や免除等の対象となりません。
 - ・重複申請等が確認された場合は、関連する全ての申請が取り消しとなります。

利用における注意事項

- ≪利用の不許可≫以下にかかる利用はできません。
 - ・営利を目的とするもの又はこれに類するもの
 - ・公序良俗その他公共の福祉に反する行為
 - ・危険又は棄損のおそれがある行為
 - ・使用権利の譲渡若しくは転貸
 - ・特定の宗教、教派若しくは教団を支持し又はこれらに反対するための使用その他宗教活動
 - 教育委員会及び指定管理者において適当でないと認める場合
- ≪利用許可の取り消し≫利用許可後においても以下の場合は利用許可を取り消しいたします。
 - ・虚偽の申請又は施設利用に不正があった場合
 - 利用許可条件に違反した場合
 - ・災害その他の事項により施設が利用できない場合
 - 公益のためやむを得ない理由がある場合
 - ・指定管理者及び係員の指示に従わなかった場合
- ≪利用時の注意≫当日の利用時には特に以下の点に注意してください。
 - ※ 出たゴミについては、申請者の責任をもって持ち帰ってください。
 - ※ 駐車場の誘導員は申請者で配置してください。体育館で誘導員の手配は行いません。